

横浜市公告第622号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年11月14日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴見中央三丁目ビル

鶴見区鶴見中央三丁目17番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

住友商事株式会社

代表取締役 上野真吾

東京都千代田区大手町2丁目3番2号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,052 m ²	5,850 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 237台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 340台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 20台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 143台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面（変更前）	位置 届出書の添付図面（変更後）

	面 積) 記 載 の と お り 面 積 24.00 m ²	面 積) 記 載 の と お り 面 積 93.30 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面(変更前)) 記載のとおり 容量 15.70 m ³	位置 届出書の添付 図面(変更後)) 記載のとおり 容量 53.56 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口2か所、出口3か所 位置 届出書の添付 図面(変更前)) 記載のとおり	数 入口2か所、出口3か所 位置 届出書の添付 図面(変更後)) 記載のとおり

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和8年6月21日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 佐野財丈 群馬県高崎市栄町1番1号 ほか1者
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで

2 届出年月日

令和7年10月20日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課